

1 緊急情報（仮称）による周知ルール・システムの明確化等を図る

- 2 ② 医療関連死の届出制度・中立的専門機関における医療関連死の原因究明
3 制度及び医療分野における裁判外紛争処理制度について、様々な検討課題
4 はあるものの、具体化に向けた検討を進める必要があり、平成17年度か
5 らの「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を実施する中で課
6 題を整理しながら基礎資料を収集するとともに、医療機関と患者遺族等と
7 の調整を担う人材の養成方法等について検討する
8 等の必要がある。

- 9
10 ○ さらに、患者・国民との情報共有と患者・国民の主体的な参加促進の観点
11 から、

- 12 ① 医療安全推進週間の行事等を通じ、国及び地方公共団体による啓発、普
13 及活動と、医療機関等によるわかりやすい説明や広報等を推進する
14 ② 医療機関等の規模や機能に応じた患者相談体制について検討するととも
15 に、相談担当者に対する研修等を行う
16 ③ 医療安全支援センターについて、その活動の評価を行いながら、患者の
17 医療への参加を総合的に支援するための機能、医療安全に関する情報の医
18 療機関への提供や患者・国民に対する医療安全教育等に関する機能の付与
19 など、その機能強化を図るとともに、制度的な位置付けについても検討す
20 る
21 等の必要がある。

- 22
23 ○ 国及び都道府県は、安全、安心で良質な医療の確保に必要な基盤整備と人
24 材の確保、それに必要な財源確保について配慮することが必要である。

- 25
26 ○ 医療政策上の最重要課題である医療安全対策に係るこれらの具体的な取り
27 組みを推進していくため、医療安全対策に関する国及び都道府県の役割、ま
28 た、医療従事者の役割等を明確化すべきである。

- 29
30 ○ 上記のほか、「今後の医療安全対策について」（「医療安全対策検討ワーキ
31 ンググループ」報告書（平成17年5月））に整理された、当面進めるべき
32 施策について、取り組んでいく必要がある。